

## 明治六年の朽網郷騒動と

### 下田北の農民

(二)

佐藤晃洋

(一)

明治五・六年（一八七二・三）に、大分県の大分・大野・直入・速見四郡で、約四万人という豊後地方では最大の動員

規模をもつ一揆が発生している。この一揆については、土屋喬雄氏の「明治五年の豊後四郡の一揆」<sup>(1)</sup>、安藤保氏の「豊後地方における幕末・維新期の農民闘争」<sup>(2)</sup>をはじめ、少なからず研究がなされており、一揆参加者には士族も見られ、明治政府の政策そのものに反対する一揆であったことは周知のごとくである。

さて、明治五・六年の一揆当時における下田北地方の農民の様子を、日時を追って概観してみよう。

事件は、明治六年一月二日夜十時頃、直入郡沢水村（現直入町沢水）の農民二・三十人程が、下田北地方の名子山村との村境に押しよせたことに始まる。

この一揆に際して、直入郡下田北地方（現直入町上田北）の農民は一揆への参加を強要されながらも、これに応じなかつた。この事件について関係の村々から大分県に提出した報

告書の控えを、直入町城後村の田北フサ子氏所蔵文書中に見ることができる。以下、史料紹介を兼ねて、騒動の経過をみることにする。

張所をこわし、付近一帯の村々を一揆にまきこんでいった。

五日には、山手河原の芝居小屋に放火し、二手に分れて竹田町に迫っている。

このような動きに呼応するかのように、朽網郷沢水村の農民は、下田北の村々を通り、今市を経由して竹田町へ進もうとしたのである。

沢水村の農民は、名子山村との村境に来て、竹具を吹立て松明を振り、口々に一揆に参加するよう強要した。これに対し、名子山村の農民は、隣村井手野村の農民とともに、「於当所ニ、御治政之御懷恵奉承存、御製度奉恐畏怨念無之」(制)として、一揆への参加を断わった。このため、沢水村の農民は一旦引き返した。

しかし、翌三日早朝、沢水村をはじめ隣村冬田村など朽網郷の農民約三百人は、冬田原に集まり、騒動を計画した。下田北地方の農民はその話を聞き、第六会所に訴えたため、区長の宗六翁らが説諭し、朽網郷の農民は解散した。

しかし、同日夜十時頃再び朽網郷の農民約千人程が集まり名子山村へ押し寄せてきた。そして名子山村の農民に一揆に参加し、今市を通り竹田町へ行く道案内をすることを強要し

た。名子山村と井手野村の農民は、保長首藤誠一を中心として、要求を拒否しようとしたが、朽網郷の農民の態度が強硬であったため、城後村において相談することにした。

城後村では、釤小野村・二俣村の農民も集まり、保長田北鳳太郎宅において、朽網郷の農民と論争し、一晩をすごした。この時、下田北地方の農民は一揆には参加しないと言い張り通した。この結果、四日午後三時頃になると、朽網郷の農民は今市経由で竹田町に行くことを断念し、全員各自の村に引き返した。これで、下田北地方の農民は一揆に巻き込まれることをまぬがれたのである。

この時の模様を、「縣治概略」では、「下田北ハ……一村モ動カス自立嘉ミスヘキナリ」と述べている。

### (三)

ところで、朽網郷の農民が下田北地方の農民に話したという要求は、後掲の史料C)には「牛殺シ・民費・地券」の三件に対する反対だと記されている。

「牛殺シ」とは、耕作に大切な牛馬を食用として役人が屠殺することへの反対要求である。「民費」とは、諸役人の給与や水路費用などを官費からの支出とし、民費負担の排除を

要求したもののがようである。「地券」とは地租改正に関する

噂を耳にし、地租改正に反対したものであろうか。詳細は不明であるが、いずれにしても、右の三件の要求は、明治政府の政策に対する抵抗であるとうげとができるであるう。

このような要求をもつ朽網郷の農民にくみしなかつた下田北地方の農民は、「於当所ニ御恩惠奉承存、御製度奉恐畏怨念無之」といっている。一揆参加を強要した朽網郷の農民と、これを拒否した下田北地方の農民の、この考え方の違いは何を背景としたものであろうか。この点は今後の課題としておきたい。

なお、後掲の史料は、便宜上(A)(B)(C)を付した。史料(C)は、破損が著しいが、報告の時期が史料(A)(B)と異なるのであえて掲載した。史料(A)(B)と対比してみていただきたい。

### 註

- (1) 『改造』十三卷三号所収  
佐々木潤之介編「村方騒動と世直し」下巻(青木書店・一九七三年)所収
- (2) 『大分県の百年』(大分県・一九六八年)、『大分の歴史』第八巻(大分合新聞社・一九七七年)や市町村史の類でも触れられている。

(4) 十二ヶ村とは、名子山・井手野・城後・釣小野・二俣・橋木・仲・須郷・塩手・山浦・小津留・石合をさす。

(5) 「改訂肥後藩国事史料」第八卷

(6) 後掲史料(A)では「凡二十人」となり、(C)では「三十人斗」となつてている。

(7) 「大分県地方史料叢書」(7)(大分県地方史研究会)

(8) 後掲史料(C)では「大勢」とあり、「縣治概畧」では「凡三百人」となつてている。

(9) 後掲史料(A)では「凡千人」(B)では「大勢」とあり、「縣治概畧」では「凡五百人」となつてている。

(10) 後掲史料(A)と(C)では「保長田北鳳太郎宅」となつていて、『縣治概畧』では「副戸長田北太造宅」となつていて、付記、小稿をなすにあたつて、恩師豐田寛三先生に御教示をいた

付記、小稿をなすにあたつて、恩師豐田寛三先生に御教示をいた  
だいた。記して謝意を表したい。

### (史料)

- (A) 動搖ニ付隨行御札ニ付奉申上候

第六大区十六小区

名子山村

井手野村

右者、先般党民騒動之節煽動致シ隨行之者一村毎取調帳面仕立指上可申旨奉畏ひ得共、右者、名子山村・井手野村へ去ル  
一月二日夜五ツ時頃第六大区十五小区沢水村之者凡二十人余

村堺ニ來リ、大火ヲ燒銘々竹具ヲ吹立鳴動仕明松ヲ振り大造見セ声ニ申シ者、名子山村之者共早ニ出可加曉、於猶豫ニ者家ニ可放火、頻ニ叫、依之傍之者共聞付、至急ニ名子山・井手野両村へ告、急變故同時ニ馳付、直ニ一揆徒党之人數ニ而

□シ様者、於当所ニ

御治政之御懷恩奉承存 御製度奉恐畏怨念無之、尚又、名子

山村之儀者、去秋雖不至遼作ニ坪ニ寄ニ立、御檢見御願申上

為應之御引免被成下難有奉存、銘ニ飲食ヲ薄シ相慎罷在折柄

全迷亂ニ之儀重ニ奉恐入、然ニ下以嫌疑專要之ニ來、當所江

者毫人茂不可入、同時致帰村与皆之一同ニ申聞追帰申シ、然

ニ翌三日夜五ツ時頃、朽網鄉党民凡千人与相見ヘ押掛來リ、

今市通岡町へ案内致シ様無利無法ニ申、或者焼打杯与威シ得

共、前同様申答シ處、名子山村ニ動搖触出杯与大勢人氣強無

跡形虛無被申掛けニ付、能ニ爭論仕シ得共、大勢惡口而已ニ

而何分聞入不申シニ付、無拠城後村罷出、田北鳳太郎宅ニ而

徒党之者共与夜明シ争論仕、翌四日ニ者城後村・釣小野村一

同右党民共争論シニ付、同日夕刻至、朽網党民大勢引返逃帰

リ申シ、且名子山・井手野両村之者共、右為争論之城後村へ

罷出シニ付、両村之者共決而隨行ニ而者無御座シ平常

□奉尊崇四時農業稼不失其筋之 □□以來不損風脚承之皆々

相慎罷立急變甚以迷惑困窮仕シ間、此段有躰様子奉申上、以

上、

大分県御管下

直入郡名子山村

百姓惣代

明治六年三月十五日

橋本安次印

同 首藤請藏印

同 首藤和平印

同 首藤周平印

同 首藤孝平印

井手野村百姓惣代

田北興八印

同 森田半六印

同 森田成蔵印

同 大塚新七印

同 田北才次印

村中取調シニ付、右之通相送無御座、依シ奥印仕シ也

名子山村 保長

明治六年三月

二俣村

惣代

河野伊三郎印

吉野常五郎印

釣小野村

惣代

田北 鶴三印

六大区十六小区

城後村

惣代

大島繁太郎印

同

塙手 織太印

釣小野村

同

首藤 卓藏印

同

城後村

惣代

佐藤 慶七印

同

田北 仙平印

同

永富 熊藏印

同

田北鳳太郎印

副戸長

工藤 貞三印

同

田北 文造印

同

田北 文造印

戸長

佐藤 直人印

同

田北 文造印

右ハ、今般党员蜂起ニ付、不罷出者其家々ヲ毀テ放火致候旨  
申触候ニ付随行致候者書上候様御沙汰之趣奉畏候、右者、一月  
三日夜六 大区十四小区・十五小区朽網郷之党员大勢城後村へ  
押來、保長田北鳳太郎宅へ一宿仕、夫ヨリ今市ヲ経竹田町通  
案内致左モ無之候ハ、打崩シ候杯申威候得共、両村一同不条  
理之強願譬ハ家宅被打毀候テモ御制札相守候段堅返答候処、  
大勢党员入氣モ已引立候折柄度々区長宗六翁殿へ御注進申上  
候テ田北鳳太郎宅ヲ立出候処、党员共遂ニ同日午後三時頃不  
残逃帰候ニ付、其段御届申上置候儀ニ付、両村之者トモ素ヨ  
リ御定札ヲ相守少モ隨心党興之者無之故全城後村ヨリ為引退  
候儀ニテ、決テ随行等不仕候、依之此段御届奉申上候、以上、

(C)

森下大分県権令殿  
(表紙略)

六大区十五小区十四小区朽網郷之者十六小区江為脅誘

押来始末左ニ御座候、

一、二月二日夜十時頃十五小区之内〔村之者三十人斗名子山村〕明松數多打振り竹(真吹立)收体ニ為見掛  
名子山村之者共早(出可担櫻豫ニカ)八家放火或ハ竹候ニ付榜之者共乍驚誠  
一申出置名子山村井手野村〔麥ヲ旨為被知候処郎剣皆々馳付誠一宅江相詰居中程ナク徒党之者押來而申様、此度動搖」  
二不罷出者ハ家宅燒討或ハ打毀ニ付早々名子山村江相振居可  
申段冬田村ヨリ申來如何之訛哉承度ト〔名子山村之義御政治筋ニ怨念之廉等無之御〕候義申遣杯存  
候(田村カ)細及返答候處〔江相捕可申様冬〕確証請取度義ニ付〔不存義ニ付速ニ書付〕冬田通不残引退申候  
一、三日冬田原ト申所江朽網鄉之者大勢屯集是非々下田北之者押立候旨追々承之候ニ付右」之段六会所江注進仕且當区入込不申様御説諭之程御願申上候処午前六時頃詰合捕亡渡庄司殿午前八時頃草刈正〔翁殿カ〕御立寄ニ而冬田原江〔原ク御説諭ニ而〕注進ニ付何モ皆々安成段斥候之者午

一、相恩居候処其夜十時〔名子山村江押來保長誠一宅ニ斗リ隔干草刈積置有之処右林火放声々申様者明松ワラヂ等早々差出一同隨行可仕左モ」無之ニヨイテハ家宅不殘打崩燒拂可申ト之義ニ付〔之事名子山村井手野村之者共大勢恐懼彼是手ニ仕候共不思寄事彼是申□間先手三百斗保「押入明松ワラヂ怒リ両村之者打」暨之上ニ飛上リ行灯〔ナラズ惡口雜言且ニ言語難盡美ニ可〕舉ニ難盡奉存候  
一、二之手之人數八百人余ト覚シク引続大勢押來一隊ニ相成候処素ヨリ強氣之徒党弥増」勢イ相募ニ付皆々相ヒソミ居候処首藤誠一父謙藏ト申者別宅江隠居罷在候処危○場合ニ付其轟飛出〔ワラヂ等迄大略相〕并手野村○大塚新體之者有氏村〔石合村之内枝郷片草ト申処之産座候申者ヲ〕庭ニ火ヲ仕立彼是〔候処此度願之趣ハ〕牛殺シ民費地券三条最○其餘ハ不申聞ト之義ニ御座候  
一、大勢徒民兵糧之用意無之ニ付焚出シ方申出頻ニ促シ候得共唯壹人モ應對仕候者無之処弥增憤保長首藤誠一罷出可申左モ無之ニヨイテハ居家ハ○討殺藏等巻倒可○大音

ニ申立又々鉄竹具吹立候ニ付之訛隨分可承處名子山村江相揃杯

申懸候ニ付其義故ニ昨夜沢水村之者

置候義一味隨心可致訛段敢而返答之處大勢頑民頭取

之惡從ニ被引立候事ニ而申分ハ不相立候得共大勢之者無理悲

道ニ而誠一ヲ引立候ニ付大勢之中ニ被引包無拋然ハ田北鳳

太郎宅迄罷出可申訛ニ而同人宅迄罷出候義ニ御座候

一、同夜名子山村江押來亂暴同村ヨリ告知ラセ之使

當小野村城村ガ者注進八丁ヶ間依而防之之義釘

二俣村三ヶ村之者相詰彼是評論

先手之者誠一ヲ引同人宅ニ押入り

庭ヨリ広間基段玄関次座敷江界ヲ為揚不残押入其上ニ而申様

ハ昨夜沢水村之者名子山村江申懸候通十六小區ヨリ廻文致候

儀ハ相違無之如何之訛ニ而斯大勢ヲ動シ候哉返答可承ト之義

ニ付聊存不申當方之百姓ハ一体徒党ケ間敷義ハ不渋

之義モ有之節ハ手続ヲ以御歎願

不仕殷老幼ニモ志殊ニ右様御

相背不条理之強願候者老人モ無之其義ニ

ニ相成候而モ存申ズ段屹度申候彼是申争之内

夜半過徒党之者二日一夜之義ニ而労屈之体過半眼ニ就然ル処頭取有「氏村芳次郎誠一二依テ兵糧之用意頼入候ニ付速ニ焚出シ握飯ニシ夫々與江置候且酒等モ追々差出方乞出満醉ニ相及候

申故首

千人余之大勢ニ相成件之義嚴敷

(藤誠一田北ガ)鳳太郎兩人立出徒民

午前三時頃ヨリ迄爭論之未然ハ冬田村保長守

人ヨリ廻文ニ候得ハ同人引連來リ其上ニ而當方不承知明白之

義返答之處徒民内ヨリ兩人名子山村ヨリ」兩人守入江罷出候

様申遣置跡ニ而又々廻文根元當方ニ相違無之當方ニハ存不申

彼是申争内鐵砲放竹具吹立銘々得物ヲ携江声ヲ発シ城後釘

小野町ニ出無代佃

二而品左モ無之候得ハ片端ヨ打

毀燒拂可申ト

分引立此家之内江相詰居

モ不逃ト十重廿重取巻逃出者竹鎗ニ而突取鐵砲ニ而討捨可

申打相叫然ルニ徒民ハ何トナク人數次第二相増概斗千三百人

余ニ相見江三ヶ村ニ而僅人數七八十人斗何分小勢ニ而対シ

兼候得共尚弥增隨行案内等ハ思モ不寄段返答致併願之筋ハ何

々哉ト相尋候処生殺シ民費地券一重立ヶ条其余ハ追々可一義右ハ未タ百姓共何二差違候事不

相分殊一願モ不致不法之強訴二同意不仕旨返答仕候

一、争論中徒民ヨリ若シ庄内辺ヨリ一朽網筋江為入込申間敷請合書一出候得ハ引退可申ト之義然レ共當方之防方出来不申位況哉他方之義別シ而存不申旨返答ニ及候」

一、触元相糾ト之儀ニ付首藤誠一田北鳳太郎兩人ヨリ右ハ追御上之御吟味ヲ受候得ハ明白相分候ニ付夫迄延置今日ハ拂可然無益之事大一候テハ尚々御上ニ不相

一、銘々費此儀幾重一是非々大勢ニ

テ争論仕詰一御座

一、兩人ヨリ然ハ此人数之内ヨリ重立候一ヶ村ヨリ三四人宛モ相残居篤吟味致其餘引拂方再雇及対談候得トモ尚々前条之通大勢ニテ是非々吟味之旨返答ニ付致方無御座次第押移申候

一、徒民勢相募候ニ付六会所江徒民引拂候様御説諭重々歎願之旨數十輩差出候処区長宗六翁殿ヨリ右ハ昨日冬田原ニ而能々説諭相加候得共不聞入遂ニ此期ニ立至今更説諭之致方無之

其村々御上之御趣意相守同意□□□得ト承知之義ニ付當方ニ候得ハ夫々説諭之上引分可□□

一、帰間此上致方之ナクノ御沙汰ニ付最早不得止之事体相臨一同歎息殘念骨隨ニ徹シ種々相談仕候義ニ御座候

一、田北丈造儀打節不快ニ付他之家ニ引退居候彼是問合之末虚喝ヲ以威シ為退可申訟ニ而六会所江罷出候旧熊本藩御支配野津原手永旧郷士或ハ強壯之者三百人余出張之上鉄砲ニ而嚴重相守若哉徒民等押來節ハ老人不残片端ヨリ打拂可申ト□□□恐懼之至ニ無之哉條理モ不□立強□之徒民ニ被押立非道ニ趣キ身命ヲ失フノミナラス父母妻子其外親族之歎牛如何計リト申触候然ル処徒民ヨリ首藤誠一ハ不及申城後釘小野名子山井手野ニ侯五ヶ村之者ヘ今市通案内嚴敷促シ候ニ付乍残念一誠一并鳳太郎舍弟庫太五ヶ村一同村内一二町モ罷出最モ出立之節徒民ヨリ彼是之無差別打混シ可申ト之儀頗筋モ無之儀ニ付承知不仕右兩人ヨリ屹度申合五ヶ村丈引別ケ一隊ニ相成候儀ニ御座候

一、何卒シテ徒民共引退セ度若心□□候得トモ凶器取扱候儀堅ク御制禁殊ニ大勢之事善謀モ無之然トモ百姓ト申者ハ大勢ヲ頼ミニ一時之狂ニ付城後ヨリ直ニ今市通案内可仕苦之処北

之方へ向ケ今市ハ東ニ在リ目度モ無之山中ニ引入其内ニハ取鎮方從

縣府御出張ニ可相成ト申合其都合ニテ二三丁モ參候處徒

民共道途何方へ行キ候哉何力謀事可有之ト疑念ヲ生シ候体ニ

テ声々申候得共敢テ聞入不申案内ニ付何方ニ罷出候テモ心之

儘其儀ニヲイテハ當方蜜中有之徒民共之差圖ハ受不申旨返之

内人數次第二減シ何レトモ無□我先ニト逃帰候儀御座候

一、徒民引拂之跡十五小区冬田村保長森田守人最前使一同罷

越帰村之砌リ立寄當方ヨリ朽網方ヘ不罷越ト申確証望出候得

共其方ヨリ此上タリモ罷出不申書付受取差入レ候訣合無之返

答ニ及候処其辺ニテ引取申候

一、徒民争論之節別テ盡力之者別紙名簿之通相違無御座候

右ハ明治六年一月動搖之節朽網鄉之者脅誘ニ及候得共不同意

且争論之始未引退セ候次第前件之通聊相違無御座候此段申上

候也

#### 六 大 区 十 六 小 区

明治六年十一月

保 長 田北鳳太郎  
副 戸 長 同 丈造

右者十五小区朽網鄉之者下田北□□為脅誘押來候節格別盡力致候者前頭之通御座候也

(大分大学教育学部研究生)

保長 田北鳳太郎

同名子山村 保長 首藤 誠一

城後村 田北 庫太

同 永富 熊藏

同 田北 仙平

同 佐藤 孝七

同 角井 松藏

釣小野村 塩手 織太

同 田北 霽□(三カ)